

いつもご愛読頂きありがとうございます。

I-GLOCAL ベトナム法令ビジネス情報 2019 年 12 月 12 日号をお送りします。

▼ 法令情報

>>> 小売店に対して現金で販売促進支援を行う際の税制について

>>> ホーチミン市：オンライン手続きによる付加価値税還付額が 48% 増

■—法令情報—

【税務】小売店に対して現金で販売促進支援を行う際の税制について

=====

=====◆◇◆◇◆

生産者または商社等（以下、「生産者等」）が販売代理店を通じて小売店に対して行う販売促進のうち、契約書等に基づき、小売店が一定の購入金額に達した際に小売店に対して商品やサービスの代わりに現金で販促費を支払う場合については、次のとおり税務処理が案内されている。

1. 生産者等が小売店向け販売促進活動の一環として小売店に現金を渡す場合

（つまり、販売代理店は生産者等に対してサービスを提供する対価という扱いで販促費を受領する場合）、販売代理店は支払いを受領した時点で生産者等宛に VAT インボイスを発行し、付加価値税の申告を行う必要がある。販売代理店が控除方式で付加価値税を申告している場合、VAT インボイスを発行すると共に、10%の付加価値税の申告納税を行う必要がある。もし販売代理店が直接方式で付加価値税を申告している場合は、セールス・インボイスを発行し、売上に応じて業種ごとに決められた比率の付加価値税を税務局へ納税する。

2. 販売代理店が、生産者等に代わって小売店に対して販促費を支払う場合

（つまり、販売代理店は単純に販促費を立替えるのみで、自ら販売促進支援等を提供しない場合）は、生産者等は販売代理店に立替金を返済する際に、出金伝票を発行する。この場合、小売店は生産者等宛に VAT インボイスを発行し、付加価値税の申告を行う必要がある。

3. 支払った販促費は、下記の条件を満たしている場合、生産者等の法人税上損金算入が認められる。

- a. 会社の事業活動に関係がある費用であること
- b. VAT インボイスなど適切な証憑があること（上記 2 の場合は出金伝票と VAT インボイスが

必要)

c. 付加価値税 (VAT) 込みで 2,000 万 VND 以上の支払いは銀行送金等非現金決済が行われていること

参照

Binh Duong 税務局発行 2019 年 12 月 6 日付オフィシャルレター—Official Letter 24656/CT-TT&HT 号

\*\*\*\*\*

■—法令情報—■

【税務】 ホーチミン市：オンライン手続きによる付加価値税還付額が 48%増

=====

=====◆◇◆◇◆=====

ホーチミン市税務局の税務還付状況報告によると、ホーチミン市における 2019 年 11 月時点のオンライン方式による付加価値税 (VAT) 還付申請件数は 1,670 件であり、還付額は 8 兆 2,460 億 VND (約 412 億円) であった。オンライン方式による VAT 還付申請件数は前年同期比 46.49%増、還付額は同 48.28%増である。

2019 年 1 月 1 日から 11 月 1 日までの VAT 還付申請件数は合計 1,887 件で、前年同期比 5.18%減少した。また、還付額は 10 兆 3,690 億 VND (約 518 億円) で、前年同期比 10.85%ほど減った。還付額の内訳は、輸出入関税が 89.83%、固定資産購入・投資関連が 8.11%、石油関連が 1.76%、その他が 0.31%であった。

今後ホーチミン市税務局は電子インボイス、電子納税等の導入促進によって税務行政改革対策を実施するとともに企業の納税者に対してオンラインによる VAT 還付申請の適用を奨励する。2019 年 10 月末時点で、ホーチミン市では企業 254,441 社が活動中であるが、そのうち電子納税を導入している企業は 99.96%、電子納税をおこなっている企業は 94.47%を占めている。

参照 税務総局のウェブサイト

-----

Copyright I-GLOCAL CO., LTD. All Rights Reserved.

-----